

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(8月30日午前6時まで有効)

対象地域	全国すべての地域
マスク着用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内では着用義務(職場を含む) ・屋外では混雑している場所のみ着用義務。
公共交通機関・タクシー・ 自家用車 ※出発点が基準	<p>■鉄道、バスなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・メトロ、バス、ケーブルカー等は乗客65%まで ・鉄道、長距離バスは乗客85%まで ・観光バスは乗客85%まで <p>■乗用車、タクシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて6人まで 9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて8人まで 一子が親と同乗する場合は人数制限の対象外(成年の子の場合、身分証明書の提示義務) 一介助を要する者は付き添い1人まで可 ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、正式同棲者の同乗はマスク着用義務の対象外 <p>■フェリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリーは乗客80%まで、キャビン付きの場合は85%まで(一部高速フェリーは50%まで) ・フェリー等のキャビンでは、家族(配偶者、正式同棲者、1・2親等親族)、身体障害者の付き添い1名の場合は1室4人まで、それ以外は1室に2名まで ・フェリーへの乗船には次のいずれか一つが必要: <p>(1)ワクチン接種証明書: 接種完了後(2回接種が必要なワクチンの場合は2回とも完了後)少なくとも14日間が経過していること。</p> <p>(2)新型コロナウイルス検査証明書次のいずれか一つ: ア 出発前72時間以内のPCR検査の陰性結果証明書(鼻腔又は口腔内粘膜から検体が採取されたこと) イ 出発前48時間以内のラピッドテストの陰性結果証明書</p> <p>(3)新型コロナウイルス疾患または感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一セルフテストは原則として不可。 一ただし、以下の移動についてはセルフテストの陰性結果証明でも可。 ・島嶼から本土へのフェリーによる移動(出発前24時間以内)。 ・島間等郡間での仕事上の定期的な移動(週1回) ・同じ郡内の島間での移動(週1回、又は出発前24時間以内) ・本土からエヴィア島へのフェリーによる移動(出発前24時間以内)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ペラマ-サラミナ島パルキア、メガラ-サラミナ島ファネロメニ、リオ-アンディリオ間のフェリーによる移動(出発前24時間以内) ・ポロス島、トリジニア・メヒ、エラフォニソス島、アムリアニ島、スペツツェス島、イドラ島、トリゾニア島、トリケリ、カストス島、カラモス島の住民に限り、ポロス島-ガラタス、プンダ-エラフォニソス島、トリピティ-アムリアニ島、コスタ-スペツツェス島、メヒ-イドラ島、エルミオニ-イドラ島、ハーニア-トリゾニア島、アロゴポロス-パレオ・トリケリ島、ミティハス-カストス島-カラモス島間の移動(出発前24時間以内) ・12歳から17歳までの未成年(出発前24時間以内。証明書は1週間有効) ・本土から島嶼、及び島嶼から本土へ移動する場合、海運・島嶼政策省所定の質問票の記入が必要。 <p>ご参考: 当館作成資料リンク https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100192811.pdf</p> <p>■航空機(国内便)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本土から島嶼、及び島嶼から本土への航空便の利用の際は、次のいずれか一つが必要。 (1)ワクチン接種証明書: 接種完了後(2回接種が必要なワクチンの場合は2回とも完了後)少なくとも14日間が経過していること。 (2)新型コロナウイルス検査証明書次のいずれか一つ: ア 出発前72時間以内のPCR検査の陰性結果証明書(鼻腔又は口腔内粘膜から検体が採取されたこと) イ 出発前48時間以内のラピッドテストの陰性結果証明書 (3)新型コロナウイルス疾患または感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効) <ul style="list-style-type: none"> －但し、島嶼から本土への航空便利用時は、セルフテストの陰性結果(出発前24時間以内)でも可。 －12歳から17歳の未成年者の場合は、セルフテストの陰性結果(出発前24時間以内)でも可。 －12歳未満は各種証明書提示義務を免除。 －検査機関は、各国(出発国か通過国)のナショナル・レファレンス検査機関(当地におけるパスツール研究所等)、公立検査機関、もしくは保健衛生当局が認証した民間検査機関(必ずしも新型コロナ専用検査機関である必要はない)であること。 －証明書には、旅券どおりの氏名が記載されていること。 －外国人入国者等で、各種証明書が英語・ギリシャ語以外(仏語、独語、伊語、西語、露語)で記載されている場合は各航空会社が判断する。 ・乗客はマスク着用義務。
<p>公共サービス(役場等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・訪問は予約制、テレワーク義務 ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで ・ハイリスクグループの労働者は、訪問客等部外者との接触がない職場において、出頭による業務 ・訪問者の人数制限は16㎡につき1人まで

	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外でも、周囲との距離が確保されない場合はマスク着用義務
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、テレワーク義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く） ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで ・観光業、飲食業に携わるワクチン未接種の従業員に対し、週に1度のラピッドテストと1度のセルフテストを義務付ける
レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種完了者（最終接種から14日経過している者）及び新型コロナウイルス治癒者（当初診断から30～180日以内）のみが利用可 ・定員85%まで ・未成年者（12歳以上）はセルフテスト（入店前24時間以内）の陰性結果申告書（親権者が申告）が必要。 ●屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・1テーブルにつき10人まで ・カウンター席は 1.5m ごとの2席とする。 ・屋外での宴会場（ケータリングを含む）は300人までとする
食料品店 （スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等）、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ（レジ待ちの列では2m以上の間隔） ・店内は16㎡毎に1人まで ・営業時間は午前7時から午後9時半までの任意の時間
小売店舗、ショッピングセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・店内は16㎡毎に1人まで ・営業時間は午前7時から午後9時までの任意の時間
理髪店、美容院、エステ等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m 以上の間隔を保つ ・100㎡までは6人まで、16㎡毎に1人ずつ追加 ・予約制のみとし、待合室は禁止 ・営業時間は任意で午前7時から午後9時までの任意の時間
遺跡、博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m 以上の間隔を保つ ・15㎡毎に1人まで ・グループは10人まで、家族（配偶者、子供、正式同棲者）を除く。 ・ガイド及び参加者が必要証明書を所持している場合は20人まで。必要証明書は次のとおり。 ーガイド：ワクチン接種証明書又は感染証明書（初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効）

	<p>ー参加者: ワクチン接種証明書、感染証明書(初期診断から30日以降に発行、感染日から180日間有効)、PCR(参加前72時間以内)又はラピッドテスト(参加前48時間以内)の陰性結果証明書のいずれかを入場の際に提示する。但し12歳未満は免除。</p> <p>●屋外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ ・10㎡毎に1人まで ・グループは20人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く。 ・ガイド及び参加者が必要証明書を所持している場合は40人まで。必要証明書は次のとおり。 <p>ーガイド: 同上</p> <p>ー参加者: 同上</p>
--	--

【共通事項】

1 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。

2 入国制限対象となっていない国からのクルーズ船は、船籍を問わず寄港を許可。ただし、ギリシャ国内の出発港(home port)はピレウス、ケルキラ(コルフ)、ラブリオ、テサロニキ、イラクリオに限る。また、途中寄港(transit port)の港湾は、海運・島嶼政策省の指定する港湾に限る(詳細は <https://www.ynanp.gr/el/> に掲載)。入国制限対象となっている国に乗員がクルーズ中に上陸した場合、ギリシャ国内での寄港・上陸は不可。